酒類の製造・販売業免許等に係る事業承継手続の改正

現在、酒税法第19条の規定により相続人が申告した場合、被相続人が受けていた免許を受けたものと みなされるところ、以下の場合についても、簡易な手続により免許付与を可能とする。

- ① 民法上の相続順位にこだわらず、孫、兄弟等が事業を承継する場合
- ② 生前承継(先代存命時)する場合
- ③ 従業員等の親族外へ承継する場合

| | | 現 行 制 度 | 改正 |
|-------|--------------|-------------------------|-------------------------------|
| 先代死亡時 | 相続人 | 申告した場合、相続時に免許を受けたものとみなす | _ |
| | 相続人以外の 親族 | — (*) | 簡易な手続による地位承継を可能とする |
| | 従業員等 | — (<u>*</u>) | 簡易な手続による地位承継を可能とする 【 ① ③ 】 |
| 先代存命時 | 3親等以内の 親族 | 新規の免許申請手続が必要だが、一部の要件が緩和 | 簡易な手続による地位承継を可能とする 【②】 |
| | その他の 親族 | — (*) | 簡易な手続による地位承継を可能とする 【②】 |
| | 従業員等 | — (※) | 簡易な手続による地位承継を可能とする 【 ③ 】 |

※ 新規の免許申請手続(通常の手続)が必要